



＜多様な学び＞保障の必要性・意義・課題

ースクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・学校教員とともに考える集いー

## スクールソーシャルワーカーの立場から

竹村 睦子

(独立型社会福祉士・町田市スクールソーシャルワーカー)



# 活動の拠り所

## 「ソーシャルワークの定義」

(2000年7月国際ソーシャルワーカー連盟が採択)

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。

人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」



# 活動から見える子どもの困難

1、いじめ・不登校・中途退学・ひきこもり

→ 早期対応の必要

2、発達障害 → 現状の教育システムの限界

3、養育環境

虐待・貧困・両親間のDV・離婚・再婚・  
保護者の心理的困難etc

→ 不適切な養育による影響



# 教育委員会の取り組み

○就学相談

○特別支援学級

- ①知的障がい情緒障害学級②肢体不自由学級③弱視学級④難聴学級  
⑤言語障がい学級⑥情緒障がい学級

○適応指導教室

○「e-ラーニング」による学習支援(大学連携)

○教育相談

○奨学金の支給(高等学校在籍 成績優秀 8,700円/月)

○就学の援助

(市内小・中学校に在籍の保護者 学用品・通学用品費、夏季施設費、給食費などの補助)

○特別支援学級在籍児童・生徒の保護者への補助

○生活指導補助者派遣(新1年生)

○特別支援教育専門チーム 特別支援教育巡回相談員 特別支援教育巡回指導員

○スクールボード

(学校支援地域理事による学校活動への助言、学校評価、授業参観等をおこなう)

など



# スクールソーシャルワーカーとして できること

- ① 立体的な子どもの理解 → 寄り添う存在の確保
  
- ② 連携における子どもの見立てと手だての共有  
→ 共通基盤 = 子どもの権利擁護
  
- ③ 子どもの今をまん中にした環境づくり  
→ ちよどの支援体制づくり
  
- ④ 終結という支援 → 自立と新しい出会いを促す



# ソーシャルワーカーとして目指すこと

① 孤立化防止＝伴奏型継続支援

→ 親子とつながる人の確保

② 学習権の保障＝学びの多様化

→ ちようどの学びの確保

③ 社会養育力向上＝地域をスクールに

→ 学びの場・機会の確保

